

鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）へご意見をお聴かせ下さい

令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）により、鳴瀬川水系吉田川及び支川善川・竹林川では33箇所では越水・溢水が発生、内1箇所では堤防決壊が発生するなど甚大な被害が生じた事に加え、近年の気候変動に伴う降雨の増大に対応するため、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更を行います。

この「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するにあたり、地域の皆様のご意見を募集するとともに、「意見を聴く会」を開催します。

記

1. 意見の募集対象

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）」

2. 整備計画変更のポイント

- ①河川整備目標を変更
- ②法律の改正及び答申等を受け、河川整備計画を見直し
- ③鳴瀬川総合開発事業の基本計画策定に伴い内容を修正

3. 資料の閲覧及び意見の募集期間

令和4年4月7日（木）～令和4年5月6日（金）

4. 鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）の閲覧及び意見の募集方法

①河川整備計画（変更素案）の閲覧方法

各閲覧場所又はホームページにおいて、鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）を公表します。

②意見募集方法

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、ホームページ、メール、FAXでの意見の募集を行います。

※意見募集の詳細については別紙をご覧ください。

5. 意見を聴く会の開催

鳴瀬川流域の4箇所（大崎市古川、大崎市鹿島台、大郷町、東松島市）で意見を聴く会を開催します。
日時、会場等は決まり次第事務所ホームページにてお知らせします。

〈発表記者会〉 石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問 い 合 わ せ 先



国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
宮城県石巻市蛇田字下沼80

電 話 0225-95-0194（代表）

副所長（企画） たかだ 高田 ひろほ 浩穂（内線205）

調 査 課 長 もろはし 諸橋 たくみ 拓実（内線351）

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）」
に対する意見募集について

令和4年4月6日

令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）により、鳴瀬川水系吉田川及び支川善川・竹林川では33箇所です水・溢水が発生、内1箇所です堤防が決壊するなど甚大な被害が生じた事に加え、近年の気候変動に伴う降雨の増大に対応するため、鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更を行います。

この「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するにあたり、地域の皆様のご意見を募集するとともに、「意見を聴く会」を開催します。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）」

2. 意見募集期間

令和4年4月7日（木）～ 令和4年5月6日（金）

（※郵送の場合は当日消印有効）

3. 意見提出方法

ご意見は別添「意見書」にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたものを意見箱への投函、郵送、ホームページ、メール、FAXのいずれかの方法で次項4.までご提出ください。

- ① 氏名（企業、団体としての意見提出の場合は企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 川との関わり（例：散歩、釣りなど）
- ⑤ お住まいの市町村
- ⑥ 意見

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ 意見箱への投函の場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をご記入の上、閲覧場所に設置してある意見箱に投函してください。なお、閲覧場所には意見記入用紙を備え付けております。

○ 郵送の場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をご記入の上、下記宛先に郵送してください。

《郵送先》

〒986-0861 宮城県石巻蛇田字新下沼 80

「北上川下流河川事務所 調査課 河川整備計画担当」宛

○ ホームページの場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」を下記 URL のフォームに入力の上、送信してください。

《ホームページアドレス》

・北上川下流河川事務所

http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html

※「ホームページ」については、現在入力フォームの準備を行っております。4月7日（木）から公開いたします。

○ メールの場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をメールに入力の上、下記メールアドレス宛送信してください。

《メールアドレス》

thr-742chosa01@mlit.go.jp

○ FAXの場合

「3. 提出方法の①～⑥」をご記入の上、下記FAX番号まで送信してください。

《FAX番号》

0225-95-9857

「北上川下流河川事務所 調査課 河川整備計画担当」宛

5. 注意事項

- ① 日本語でご記入ください。
- ② 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ③ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ④ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記3. 意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

- ⑤ いただいたご意見は、①氏名、②年齢、③性別、④川との関わりを除いて公表する場合があります。
- ⑥ 氏名等の個人情報河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。

6. 資料の入手方法等

① ホームページからの資料入手

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所のホームページをご覧ください。

・北上川下流河川事務所

http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html

② 資料の閲覧場所及び意見箱設置の場所

「鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）に関する資料」は、4月7日（木）から、下記箇所の閲覧場所に設置しております。

（資料閲覧時間：土日祝日を除く 9:00～17:00）

名称	電話番号	住所
国土交通省 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	石巻市蛇田字新下沼 80
国土交通省 大崎出張所	0229-22-0336	大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田 154-3
国土交通省 鳴瀬出張所	022-354-3101	宮城郡松島町高城字水溜下 1-1
国土交通省 鹿島台出張所	0229-56-2617	大崎市鹿島台木間塚字小谷地 496-1
国土交通省 涌谷出張所	0229-43-3218	遠田郡涌谷町字桑木荒 156-1
国土交通省 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811	大崎市古川駅前大通 1-5-18
宮城県 土木部河川課	022-211-3173	仙台市青葉区本町 3-8-1
東松島市役所 鳴瀬庁舎	0225-82-1111	東松島市小野新宮前 5
大崎市役所	0229-23-8069	大崎市古川七日町 1-1
松島町役場	022-354-5709	宮城郡松島町高城字帰命院下一 19-1
大和町役場	022-345-7502	黒川郡大和町吉岡字まほろば 1-1-1
大郷町役場	022-359-5508	黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8
富谷市役所	022-358-0525	富谷市富谷坂松田 30
大衡村役場	022-345-5111	黒川郡大衡村大衡字平林 62
加美町役場	0229-63-3111	加美郡加美町字西田三番 5
涌谷町役場	0229-43-2129	遠田郡涌谷町字新町裏 153-2
美里町役場	0229-33-2143	遠田郡美里町北浦字駒米 13

7. 意見募集等に関する問い合わせ先

受付時間：土日祝日を除く 9:00～17:00

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼 8 0

TEL 0225-94-0194（代表）

大臣管理区間

FAX 北上川下流河川事務所 調査課
0225-94-9857

鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）に関する

意見書

令和 年 月 日

東北地方整備局北上川下流河川事務所 調査課 宛

フリガナ

①お名前

②年齢

歳

③性別

男

・

女

④川との関わりがありましたらお書きください

(例：散歩、釣りなど)

~~~~~ここから下は公表します~~~~~

⑤お住まいの市町村（例：大和町）

⑥意見

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出してください。  
※いただいたご意見は、氏名・年齢・性別・川との関わりを除いて公表する場合があります。  
※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。  
※氏名等の個人情報は河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。

# ～みなさまのご意見をお聴かせください～

整備計画は、皆様のご意見をお聞きしながら作成・変更します。



## 意見募集期間・送付方法

意見募集期間：令和4年4月7日(木)～5月6日(金)  
ご意見は、郵送、メール、FAX、ホームページ(意見フォーム)、各閲覧場所での意見箱への投函のいずれかの方法でご提出ください。

●郵送・メール・FAXの場合

〒986-0861  
石巻市蛇田字新下沼80  
「北上川下流河川事務所 調査課」宛

メール：thr-742chosa01@milit.go.jp  
FAX：0225-94-9857(河川整備計画担当 宛)

●ホームページ(意見提出フォーム)からの場合

【北上川下流河川事務所ホームページ(パブリックコメント特設ページ)】  
[http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022\\_mail.html](http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html)

【意見入力ページ(パブリックコメント特設ページ内)】  
<http://ankeeto.thr.mlit.go.jp/main/quest.exe?no=2072379282>

●意見箱による場合

下記の「鳴瀬川水系整備計画【変更素案】閲覧場所」に備え付けの「意見箱」に投函をお願いします。

| 名称                 | 電話番号         | 住所                 |
|--------------------|--------------|--------------------|
| 国土交通省 北上川下流河川事務所   | 0225-95-0194 | 石巻市蛇田字新下沼80        |
| 国土交通省 大崎出張所        | 0229-22-0336 | 大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田154-3   |
| 国土交通省 鳴瀬出張所        | 022-354-3101 | 宮城県松島町高城字水溜下1-1    |
| 国土交通省 鹿島台出張所       | 0229-56-2617 | 大崎市鹿島台木間塚字小谷地496-1 |
| 国土交通省 涌谷出張所        | 0229-43-3218 | 遠田郡涌谷町字桑木荒156-1    |
| 国土交通省 鳴瀬川総合開発工事事務所 | 0229-22-7811 | 宮城県大崎市古川駅前大通1-5-18 |
| 宮城県 土木部河川課         | 022-211-3173 | 仙台市青葉区本町3-8-1      |
| 東松島市役所 鳴瀬庁舎        | 0225-82-1111 | 東松島市小野新宮前5         |
| 大崎市役所              | 0229-23-8069 | 大崎市古川七日町1-1        |
| 松島町役場              | 022-354-5709 | 松島町高城字帰命院下-19-1    |
| 大和町役場              | 022-345-7502 | 黒川郡大和町吉岡字まほろば1-1-1 |
| 大郷町役場              | 022-359-5508 | 黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8    |
| 富谷市役所              | 022-358-0525 | 宮城県富谷市富谷坂松田30      |
| 大衡村役場              | 022-345-5111 | 黒川郡大衡村大衡字平林62      |
| 加美町役場              | 0229-63-3111 | 加美郡加美町字西田三番5       |
| 涌谷町役場              | 0229-43-2129 | 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153-2 |
| 美里町役場              | 0229-33-2143 | 遠田郡美里町北浦字駒米13      |

## お問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課  
〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80 TEL 0225-95-0194(代表) 受付時間:土日祝日を除く 9:00 ~ 17:00

# 鳴瀬川水系のこれからの川づくりについてご意見をお聴かせください

## ～鳴瀬川水系河川整備計画変更～ 【大臣管理区間】

令和元年10月12日に発生した「令和元年東日本台風」により、鳴瀬川水系の沿川地域では、甚大な被害が生じました。このため、河川整備計画の見直しの必要が生じたことから、鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更を行います。地域と一体となったハード・ソフト対策を進めるため、みなさまのご意見をお伺いします。



### 鳴瀬川水系河川整備計画の基本理念

黄金の里にやすらぎの流れ 未来をかなでる鳴瀬川

- 安全で安心が持続できる鳴瀬川
- 大崎耕土を支え地域の生活に溶け込んだ自然にふれる水辺として
- 川が伝えるふるさとの姿にふれる場として

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

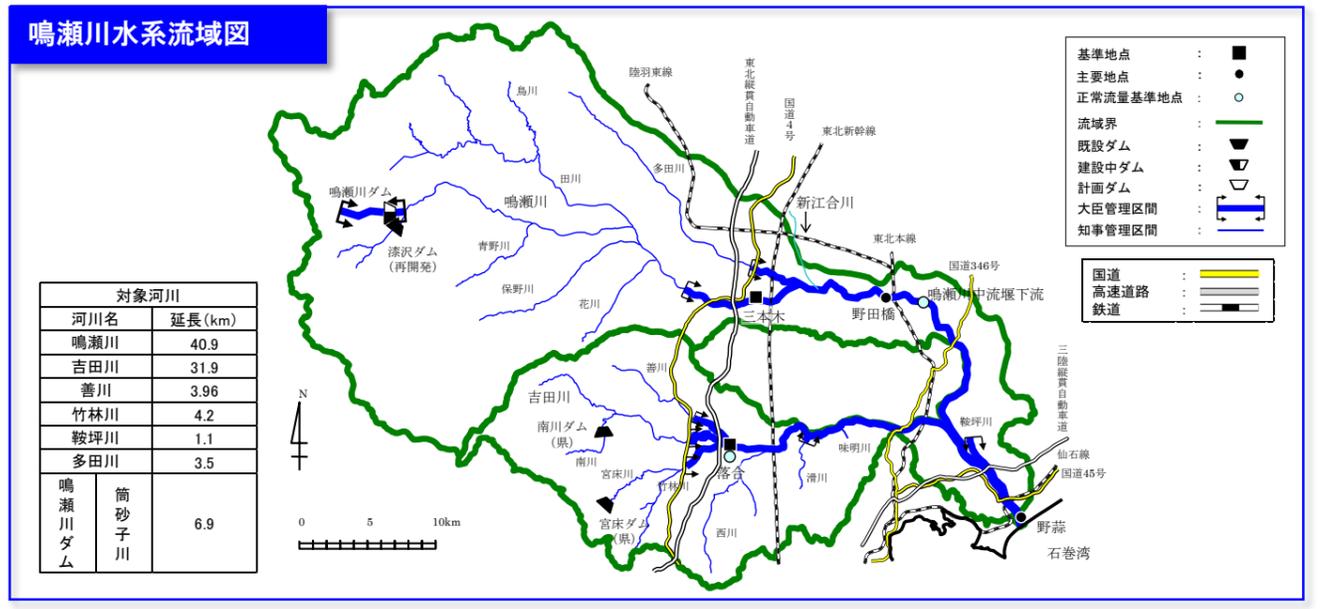
# 鳴瀬川水系河川整備計画とは

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。  
 「鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)」は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成19年8月に策定されました。

## 計画の対象区間及び対象期間

【計画の対象区間】  
 本計画は、国土交通省の鳴瀬川水系における管理区間(大臣管理区間)である92.46kmとしています。

【計画の対象期間】  
 本計画の対象期間は、概ね30年間としています。



# 今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

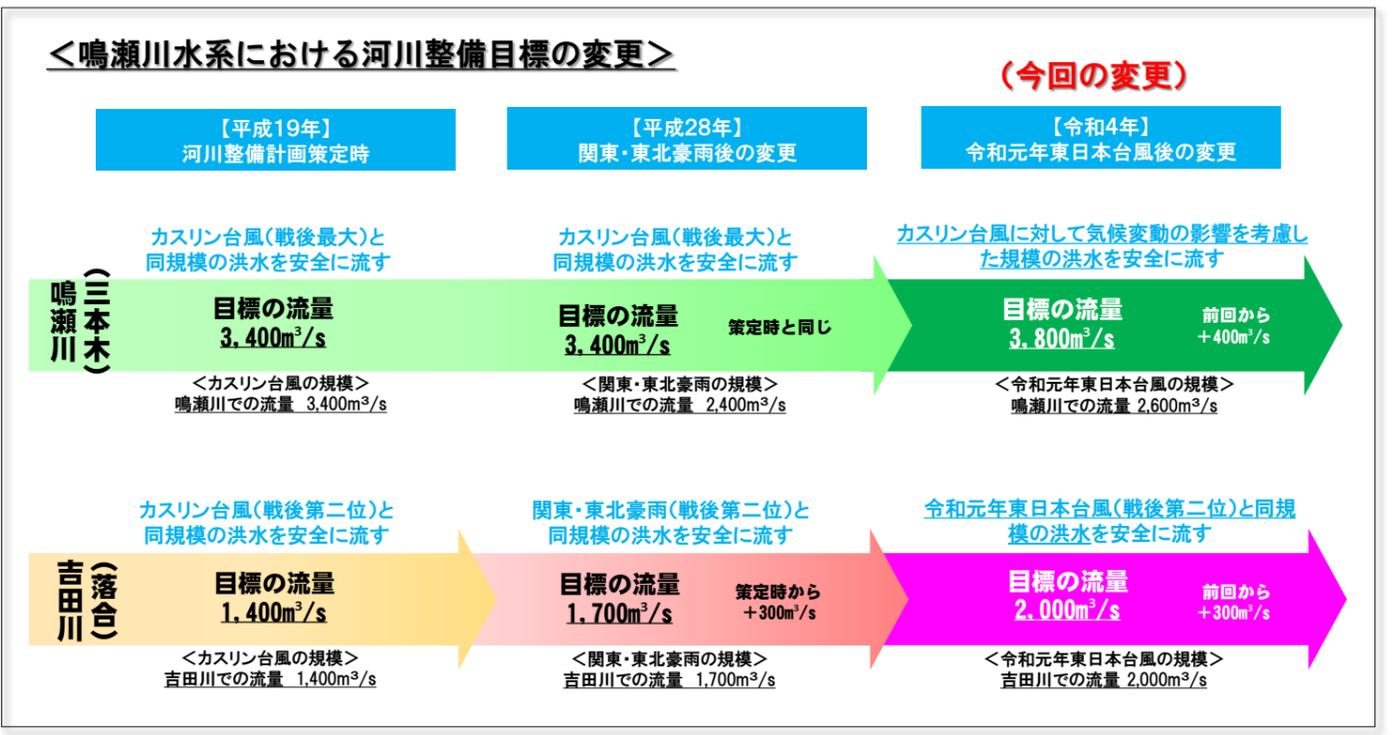
- POINT ① 河川整備目標を変更します。**
- 鳴瀬川では戦後最大、吉田川では戦後第二位の洪水である「カスリン台風(昭和22年9月洪水)」と同規模の洪水を安全に流すことを目標に鳴瀬川水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施してきました。
  - 平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」が、吉田川の整備目標である昭和22年9月規模を上回り、堤防越水等により浸水被害が生じたため、吉田川では当該洪水と同規模の洪水に河川整備計画の目標を変更しました。
  - 今回は、吉田川で、「関東・東北豪雨」を上回る「令和元年東日本台風(令和元年10月洪水)」が発生したことから、河川整備計画の目標を変更するものです。
  - また、鳴瀬川本川では、「令和元年東日本台風」は昭和22年9月洪水規模に至らなかったものの、吉田川との安全度のバランスや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川整備計画の目標を変更します。

令和元年東日本台風では、吉田川で33箇所(うち1箇所)の越水・溢水が発生、内1箇所(うち1箇所)で堤防が決壊し、甚大な被害が生じました。

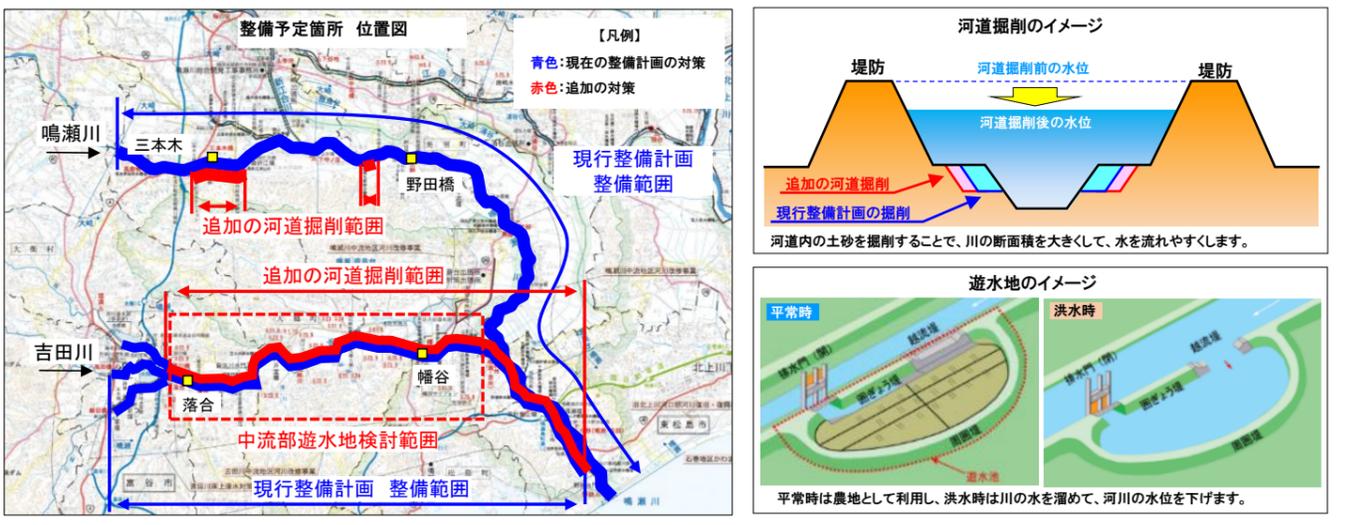


(右上に続く)

# 今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント



新たな整備計画では、これまでの整備に加え、追加の河道掘削や、吉田川の中流部に遊水地を建設することを計画しています。



## POINT ② 法律の改正及び答申等を受け、河川整備計画を見直します。

法律の改正、答申等を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国・県・市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進することなどを本文に記載します。

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)施行
- 気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う時速可能な「流域治水」への転換

## POINT ③ 鳴瀬川総合開発事業の基本計画策定に伴い内容を修正します。

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設(再開発)に関する基本計画が策定されたことに合わせ、本文中に記載のあった鳴瀬川総合開発事業に関連するダムの名称を修正します。